

原 告 団

ニュース 111号

| 目 次 | |
|---------------------|----|
| 裁判報告 | 1 |
| なぜ日本は原発・再処理をやめないのでか | 5 |
| 原子力マフィア御用学者の退廃 | 7 |
| 福島原発事故の県内への影響(その18) | 8 |
| 六ヶ所核燃などを巡る動き | 9 |
| お知らせなど | 10 |

次回裁判 2016年9月2日（金） 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士） 浅 石 紘 翁

1. 原子力情報

(1) 朗報

3月の核燃裁判からあっという間に3ヶ月が経ち、6月3日の口頭弁論をむかえました。その間最大の朗報は、大津地裁の高浜原発の運転差止仮処分決定に対する異議が却下されたことです（同じ裁判官でしたのでよもやと思っていましたが）。

大津判決には、電力業界をはじめとする経済団体から裁判所批判の大合唱がきました。関西経済連合会の角和夫副会長は、同連合会の記者会見で「憤りを超えて怒りを覚えます」と述べたばかりか、「なぜ一地裁の裁判官によって、（原発を活用する）国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか」と述べ、「こういうことができないよう、速やかな法改正をのぞむ」と訴えました。また、八木電事連会長は「逆転勝訴した場合は、損害賠償が検討の対象になる」と恫喝しました。

三権分立、司法権の独立を理解せず、金儲けしか頭がない経済人のレベルの低さにはあきれ返るばかりです。

(2) 凶報

再処理等拠出金法が5月21日に成立しました。電力の自由化や核不拡散・核テロ対策が叫

ばれている昨今、この法案の時代錯誤性は明らかです。

原子力発電を続ける限り使用済燃料が出てきます。これを直接処分した方が安上がりなのは国も認めています。それなのに再処理をし、その費用を予め徴収する。電力会社は重い負担を強いられ、そのツケは我々電気使用者に回ってきます。ところが、電力会社はこの法案に対するパブコメに反応しませんでした。どうせ国民の負担なんだから我関せずということなのでしょうか。

この法案にはっきり反対したのは、民進党の一部議員、共産党、社民党だけでした。しかし、さすがにこの法案が破綻寸前の再処理にテコ入れし、日本原燃の救済法案であることがあからさまであったことから、附帯決議がつけられました。以下に要点を紹介しますが、こんな附帯決議をするくらいなら、最初から法案に反対しろヨ！と言いたくなる内容です。

〈附帯決議の内容〉

- ① 核燃政策の柔軟性を確保（国は政策の見直し検討・必要な措置義務）
- ② 使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とする技術開発

- ③ 「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則堅持（原則違反の再処理計画は不認可に）
- ④ 地域振興策、国際安全保障の確保
- ⑤ 使用済燃料の貯蔵、高レベル廃棄物の最終処分地選定に適確な対応
- ⑥ 民間企業の自主性に配慮し、活力発揮を損なわないよう留意すること
- ⑦ 立地自治体（青森県、六ヶ所村）との信頼関係の円滑化
- ⑧ 電力自由化、原発依存率の低減時代における課題への対処。原子力損害賠償制度の負担問題の検討
- ⑨ 再処理費用の積算の透明化、納付方法変更の柔軟な対応

この法律は3年後に見直されることになっています。附帯決議が実現するとは到底考えられませんが、法律が独り歩きしないように監視し、3年後の廃止に向けて“再処理いらない”の運動を強めていこうではありませんか。

もう一つの凶報は、老朽原発の再稼働決定です。高浜原発1,2号機を綱渡り状態で廃炉から生還させた規制委員会は、例外中の例外措置である40年ルールを簡単に破ってしまいました。規制委員会の人的構成を含め、もう一度「規制と推進」の分離をアメリカのNRC（原子力規制委員会）にならって見直す時期にきています。

（3）青森県内の出来事

青森県内事情をお知らせします。

- ・規制委員会が遅ればせながら再処理工場の原子力災害対策重点区域をIAEA基準に沿ってこれまでの半径5kmから原発並みの半径30kmに拡大するかどうかを検討し始めました。
- ・大間原発の技術開発補助費が平成28年度で打ち切られそうです。
- ・むつ市のリサイクル燃料貯蔵施設（RFS）の事業開始が本年10月の予定を延期しました。適合性審査の長期化が要因で開始時期は未定。
- ・2017年4月の再稼働を目指す東通原発は、敷

地内断層の活動性評価に対する反証を提示できず、再稼働の先行きは全く不透明な状態。

2. 再処理裁判

（1）準備書面（145）一平和目的利用条項に違反するプルトニウム余剰（浅石代理人担当）

核兵器を持たない国で、これだけ大量のプルトニウムを保有している国は日本だけです。プルトニウムは原爆材料となるため原子力の平和利用の観点から厳しい法的規制がなされています。ところが、我が国は現在約49トンものプルトニウムを保有しており、2018.7の日米原子力協定の改定期を目前にして、アメリカ政府の高官から、プルトニウムの余剰非難が高まり、六ヶ所再処理工場の稼働に対する懸念が頻繁に公表され、また核専門家から六ヶ所工場の操業無期延期の要求が公然と叫ばれるようになりました。本準備書面作成は、このような国外とりわけ核不拡散に神経を使っているアメリカからの“外圧”が日本の再処理政策の転機となるのではないか、という問題意識のもとに作成してみました。そして、このまま余剰が解消せず、逆に六ヶ所工場の稼働により余剰が加速すれば、平和利用条項に抵触し、本施設の事業変更許可申請は却下されるべきとの結論を導き出しています。以下に準備書面を要約します。

- ① 我国のプルトニウム保有量は現在約49トンと紹介しましたが、そのうち核分裂性プルトニウム（つまり原爆材料となるもの）は約32トンで、これは長崎原爆約5000発分に相当する。



政府はこれまで余剰対策を講じてきたものの増える一方で、止む無く、これまで「必要な量以上のプルトニウムは持たない」としていた方針を「利用目的のないプルトニウムは持たない」つまり利用計画さえあれば、現実の需要がなくても保有可という苦肉の策に変更し余剰非難をかわしてきた。しかし、2013年以降は利用計画さえも公表されなくなった。

- ② では、利用計画の実態はどのようにになっているのか。政府は余剰対策として、高速増殖炉、新型転換炉、プルサーマルなどの計画を打ち出してきたが、いずれも失敗に終わっており、プルトニウムは増加する一方で、六ヶ所工場が計画通り稼働すると年間8トン（核分裂性プルトニウムは4.5トン）のプルトニウムが累積されてゆくことになる。
- ③ 原子力の平和利用には、国内的保障としては原子力基本法、原子炉等規制法、非核三原則などがあるが、いずれも形骸化、恣意的運用がなされており、また国際的保障としては、IAEAの保障措置（核物質の軍事転用を防止するための査察など）、核物質の物理的防護（テロ対策など）、核不拡散体制などがある。六ヶ所工場のMOXもIAEA基準では原爆材料に指定されており、1～3週間で爆弾製造が可能とされているにもかかわらず、行方不明のプルトニウムが大量に出ることを防げない。六ヶ所工場の稼働は他国（イラン、北朝鮮など）を刺激し核不拡散体制の不安定化を招くことになる。
- ④ 自民党政権は、核武装に強い関心を持ち、安倍首相などは小型原子爆弾の保有を容認する発言までしており、政府も「必要最小限度の核兵器保有は違憲とはならない」との見解を公表している。この政治的意図と大量の核分裂性プルトニウムの存在、加えて原爆製造技術・能力の保持という条件を考えると、我が国が潜在的な核兵器保有国であることは明白であり、この状況に拍車をかける六ヶ所再処理工場の稼働は、原子炉等規制法などが禁止する「平和目的以外の

利用」に該当し、日本原燃の変更申請は却下されるべきである。

(2) 準備書面(146)一六ヶ所再処理工場における不適切なケーブル敷設問題について

(原子力資料情報室澤井正子氏担当)

柏崎刈羽原発で、2015年9月に発覚した「不適切なケーブル敷設問題」に端を発し、六ヶ所再処理工場でも調査が実施された。対象は安全系ケーブル全数約5000本。中央制御室の床下配線などが現場確認された。その結果、約350本のケーブル同志の跨ぎや混在が発見された。

原子力施設においては、安全性確保のため「多重性・多様性」が義務付けられている。火災時に複数の安全機能を同時に失う危険性を防止するためである。本件ではケーブルが「安全系」も「常用系」も区別されず、混在した敷設状態はこれに違反するものである（本準備書面陳述後の2016.6.29、規制委員会は保安規定違反を認定した）。



2016.6.30 朝日新聞

(3) 調査嘱託申立理由補充書を提出

前々回（2015.12.4）に提出した埋込金具の不適合（浮き上がり）工事の実態について調査嘱託を申立てましたが、被告は前回文書で必要性がないことなどを理由に却下を求めました。これに対して伊東代理人が口頭で反論を試みましたが、裁判長の要請で、今回正式に文書で被告見解を批判したものです。

被告は、技術的能力の解釈を誤っていること（技術者の頭数が揃っていれば許可が出るものではない）、基本設計論の曖昧さ、嘱託事項に対する回答は容易であることなどを、歯切れよく論破したものです。裁判長は、原告申立てを採用し、日本原燃に調査嘱託する決定をしました。被告は再反論の機会をと食い下がりましたが、裁判長は断固としてこの申し入れをはねのけ筋を通しました。

再処理工場の設備や機器は、経年劣化によりこれからも故障や事故を引き起こすと思われますので、今回の裁判所の決定は重要な先例となることでしょう。

(4) 被告規制委員会側

① 被告準備書面（39）を提出しました。

これまで新規制基準の合理性に関して主張を繰り返してきましたが、今回は電源喪失事故対策（§25、§16）について解説がなされました。全交流電源喪失の事態を招かないような保安電源設備を設計し、そのための電線路（2回線）及び非常用電源設備（多重性、独立性の確保は要求するが、单一故障しか想定していない）からの電力供給を確保するとしている。

原発では、臨界状態にある原子炉及び原子炉建屋と使用済燃料プールに放射性物質が集中しているのに対し、再処理工場では放射性物質が建屋ごとに分散しており、臨界状態にさせることを施設の利用方法としない常温・常圧下で管理し、崩壊熱も小さい使用済燃料を扱うから、原発に比べて事象の進展が緩やかであるとしている。

しかし、再処理工場が取り扱う放射能量は原発と比べて桁違いに多く、また東日本大震災であわや全電源喪失という危険に見舞われた事実を忘れた議論と言わざるを得ません。

② 意見書

原告らが前回申立てた大陸棚外縁断層がらみの海域調査にかかる文書送付嘱託申立に対し、却下を求める意見書を提出。

この調査は上記断層の活動性をストレー

トに解明することを目的としたものでないというのが理由ですが、間接的にでも活断層判定に利用できるものであれば、積極的に提出すべきです。ただしこの資料は国立国会図書館に納入されているそうなので、こちらで謄写も考えています。

3. あとがき

再処理等拠出金法が成立し、窮地を脱したかに見えた日本原燃ですが、2016.6.30 の地元デーリー東北紙は、六ヶ所再処理工場の本格稼働（竣工）時期を、23回目の延期の際予定した2018年上期を更に最長2年5ヶ月先送りし、2021.2とする内部検討がなされていると報じています。規制委員会の審査が長引いていることを理由としていますが、きちんとした安全対策を示せないことに起因しています。

当初の操業予定は1995年ですから26年の遅れ、工場建屋完了時からでも20年の遅れです（工場用建物の耐用年数は20～40年とされています）。



2016.6.30 デーリー東北

4. 次回裁判

次回は9月2日（金）午後1時15分からです。裁判終了後午後6時30分から青森市民ホールで海渡弁護士が「日本の原発裁判 現状と問題点」について講演します。是非多数の傍聴と参加をお願いします。

翌3日は、原告団総会（午前9時30分～12時）です。こちらにもご参加下さい（詳細は別紙をご覧下さい）。

講演会報告

小出裕章講演会2016年5月15日

なぜ日本は原発・再処理をやめないのか

—6年目の福島にむきあう—

着々と進められる原子力の軍事利用・原子力基本法の改定(2012年6月20日)

三沢市在住 原告 伊藤 和子

2016年5月15日八戸市公民館で、ネットワークみどりと原告団との共催で小出裕章講演会を開催することができました。

当日は各地域で運動会・イベント等が開催され青天日だったことから参加人数が心配でしたが、八戸市内・青森・弘前等、遠くは盛岡からと200人の参加、小出さんのお話にみんな真剣に聞き入っていました。

主催者を代表して原告団代表の浅石弁護士より、再処理機構の新法に触れ、「原発再稼働のためだけの合理性のない、付帯決議『利用目的のないプルトニウムは持たない』という原則の堅持が盛り込まれた。裏返せば『余剰』の現状に対する憂慮のあらわれである。小出さんの今日の講演を聞いて学び、次へつないでいきたい」とあいさつがありました。

小出さんの講演はビルケナウ（アウシュビッツ第2）強制収容所の写真から始まり、ヴァイツゼッガー演説『問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざすものは結局のところ現在にも盲目となります。』を紹介。

「ドイツは深い反省をした。自分たちがやった戦争を過去をしっかりと見ようとしている。日本は戦争中、現人神の天皇がいるので必ず勝つ、一億総火の玉になって鬼畜米英を撃滅すると教育され、すべてのマスコミがそれに加担した。

個人の自由よりも国家が大切とされ、徴兵を拒否すれば、即、刑務所行き一族郎党は非国民のレッ

テルを張られて、ごく普通の人々によって弾圧された。

敗戦を受け、今度は一転して、米国の民主主義が賛美され、教師は一斉に教科書を黒塗りにして、民主主義を謳い、マスコミも一斉にそれに倣った。天皇は人間宣言をして生き残ったが、戦争責任も問われず、いまだに敬うべき対象とされている。

何故、そうなったかといえば、権力犯罪はより強大な権力によってしか処罰されないからであり、大日本帝国より巨大だった米国は戦後日本を支配するために、天皇を利用する道を選んだからである。

日本は戦争というものをきちんと考えて來ていない国だと思う。このことは一貫して日本に流れている、日本の原子力の基本になっているのではないかと考える。

そのことが福島原発事故の責任も曖昧なものにしてしまっているのだと私は思う。

福島原発事故は福島県の東半分を中心にして、宮城県と茨城県の南部・北部、さらに栃木県群馬県の北半分、千葉県の北部、岩手県、新潟県、埼玉県と東京の一部地域が、「放射線管理区域」にしなければならない汚染を受けた。



放射能は五感で感じれない。五感で感じられるほど放射能があれば五感で感じる前に死んでしまう。「放射線管理区域」にしなければならない場所に普通に子供たちが生活している。

5年以上経った今でも「原子力緊急事態宣言」は解除されておらず、人々は汚染地に棄てられたままである。しかし自民党政権は経済最優先で、まさにこの国は狂っている。

福島原子力発電所事故の教訓

私（小出）が得た教訓は

- ◎原子力発電所事故は破局的な被害を生じる。
- ◎原子力発電所は即時廃絶すべきものだ。

原子力マフィアが得た教訓

- ◎どんな悲惨な被害を出しても誰も処罰されない。
- ◎原子力発電所を再稼働して、また儲けよう。

町工場が毒をまき散らし、一人でも死亡者がでたら警察が来て、倒産に追いかまれてしまうのが当たり前だろう。自民党政権が「安全性を確認した」として 58 基の原発が国内に建てたが、福島原発は事故を起こした。原子力マフィアには重大な責任があるが、誰一人として責任を取っていない。日本が「法治国家」だというのであれば、彼らを犯罪者として徹底的に処罰する必要がある。過去に目を閉ざすものは現在にも盲目となる。事故の責任を明確にしなければ、再び事故が起る。

六ヶ所再処理工場で毎年取り扱う使用済み核燃



料は 800 トン、その中の放射能量は 27 トン、広島原爆が散らした放射能の量は 0.0008 トン（800 グラム）。

英國ウインズケール

(セラフィールド)再処理工場は半世紀にわたる平常運転で、広島原爆 400 発以上のセシウム 137 をアイリッシュ海に放出した。

その他にも、大気圏内核実験・チェルノブイリ原発事故・そして福島原発事故により、環境にセシウム 137 が放出された。

そして、六ヶ所再処理工場の非経済性であることが、明確になってきている。

◎六ヶ所再処理工場に要する費用

当初 1989 年事業許可申請では 7600 億円

見直しや追加で 2016 年 2 月現在で 2 兆 2000 億円

◎処理できる使用済み核燃料の費用

（順調に稼働した場合）

使用済み核燃料 1 トン当たり約 4 億円

英仏の委託費は 1 トン当たり約 2 億円

それでも、原子力を進める本当の理由は

『個人としての見解だが、日本の外交力の裏付けとして、核武装の選択の可能性を捨ててしまわない方がいい。保有能力はもつが、当面、政策として持たない、という形でいく。そのためにも、プルトニウムの蓄積と、ミサイルに転用できるロケット技術は開発しておかなければならない。』外務省幹部の談話（朝日新聞 1992 年 11 月 29 日）

この通りに、日本は平和利用に隠れながら、実質的な核保有国になっている。核兵器は保有していないが、プルトニウムを蓄積し、中心 3 技術（ウラン濃縮・原子炉・再処理）すべて保有している。

2012 年 6 月 20 日原子力基本法の改定がなされた。「基本方針第 2 条原子力利用は平和の目的に限り、安全の確保を旨として、…… 2. 前項の安全の確保については……我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする。」と我が国の安全保障を追加し、着々と原子力の軍事利用を進めている。

ナチスが次々と人々を弾圧した時のように、大きな流れは気付いた時には止められなかった。

かつての戦争の時、大多数の日本人が協力した。騙されたからだと言い訳する人もいる。もちろん大本営発表しか流されなかつたし、歴史の大きな流れの中で戦争を止めることは誰にもできなかつた。国家によって殺された人もいた。しかし、ごく普通の人々が戦争に反対する人を非国民と呼び、村八分にし、殺していくた。

安倍さん率いる自民党が戦争への道を着々と敷いている今、原子力や戦争法案にどう向き合うか、一人ひとりの責任で考え、行動する必要がある。

最後に小出さんは「青森県は原子力・再処理と重要な場所、原子力の暴走を許してきた大人の責任で、一つ一つの流れを止めていきましょう。」

との強い訴えで講演を締めくられた。

次の週の日曜日八戸市内の街頭署名で小出さんの講演を聞いた方から「小出さんのお話とても分かりやすく、目からうろこが落ちました。頑張って下さい。」と声を掛けられました。

寄 稿

原子力マフィア御用学者の退廃 — 日の丸・君が代を法制化し、安倍首相に原発再稼働を提言した有馬朗人・元東大総長～理研理事長～文部大臣～科技庁長官の認識水準

神奈川県在住 原告 山浦 元

熊本地震の被災者の皆様、何とか耐えて下さい。生越忠先生の徹底した地震列島論を思い出します。

本紙 103 号で、福島第一原発の惨劇後も原発に固執するノーベル賞学者らを批判し、「真に原子力教育を必要とするのは、学問・研究・教育・知識の在り方と社会的責任を一切自省することなく、ひたすら研究費と仕事、業績と地位、権力と名誉を求めて国と原子力業界に寄生し、あらぬ安全神話を捏造して恥じない有馬氏ら理工系の専門家の方なのです。その似非神話が 3・11 の悲劇を引き起こしたという自覚はおろか、福島県民の心身に刻み込まれた深い傷痕への想像力もなく、核兵器につながる原発推進をいまだに説く野依、益川、有馬氏らこそ断罪に値する」と記しました。

その後「もんじゅの在り方検討会」の座長に就任した有馬氏は 2015 年 12 月 28 日、「もんじゅをずっと見てきたが根本的な間違いではなく、将来のために役立つ機械だ」と政・官・産にへつらう一方で、同時期に朝日新聞に連載された「我が半生」の欄で編集委員の質問に対して次のような気恥ずかしくなる証言をしていました(2015 年 12 月 10 日付夕刊)。

(1) 文部大臣兼科技庁長官だった 1999 年 9 月に起きた東海村の JCO 臨界事故について—私は原子核物理学者なので、ある意味で専門です。あ、核分裂を起こしたんだと分かりました。ただ、実際にどうすればいいかは専門家じゃない。

(2) 福島第一原発の事故について—国は原子力や防災の専門家をかき集めて対応しているはずと考えていたが、どうも違っていたらしい。津波は想定外。まさか津波対策ができていないとは思ってもみなかった。読みが甘かった。

(3) なのに産業界や学界からなる「エネルギー・原子力政策懇談会」で、原発の再稼働を求める提言を安倍首相に渡したのはなぜか—地球温暖化はどうしますか。再生可能エネルギーの開発も進めないと云々

東海村々民、福島県民への謝罪の一言もない。日本原子力学会誌(Vol.36, No.1, 1994 年)で「放射能というと怖がるくせに、ラジウム温泉は有難がって入る」と大衆を侮蔑し、「日本の技術力により原発は極めて安全性が高い」とうそぶいた有馬氏よ、読みが甘かつ

たで済む話ではない。官僚に騙されたと自らを免罪した小泉元総理も然り。原発事故関連の死者は 1600 人を超え、放射能汚染は収まらず、汚染水は海に垂れ流し、溶融した核燃料デブリは未だに行方不明で、全国民の生命は危機にさらされているではないか。デブリが原子炉の格納容器を突き抜けて地層に達していれば、地下水と中性子によって生ずる臨界条件下で、デブリのプルトニウムとウランの核分裂連鎖反応が起こります。その時は、福島どころか日本列島総体が放射能まみれになり、日本民族は滅亡するでしょう。原子核物理学者を自認するなら、何よりもデブリの所在を早急に突き止める方策と徹底した再臨界対策を産業界や学界の場で提起したのかと思いきや、何と安倍首相に原発の再稼働をそそのかしたのでした。政・官・産の原子力マフィアに寄生する御用学者の退廃ここにきわまれり。これが我が国最高学府元総長の「知」の水準か?こんな連中に殺されてはたまたものではない。

また有馬氏は「国旗や国歌が必要だ」として日の丸・君が代の法制化を強行した文部大臣でした。その結果、いかに多くの教員が苦悩し、処分されたことか。次の任務は憲法改悪の旗振り役か?

戦時中、私は在満国民学校で大日本帝国憲法をたたき込まれました。いわく「天皇は神聖にして侵すべからず。天皇は国家元首にして陸海軍を統帥す。天皇は闘いを宣し、和を講じ、条約を締結す」云々。すなわち天皇は、国民に対して生殺与奪の権を有する唯一無二、唯我独尊の絶対的権力存在でした。しかし戦後、天皇は居直りました。周知の事実ですが、1975 年 10 月 31 日、皇居における内外の記者会見で英タイムス紙記者から自らの戦争責任を問われた昭和天皇は「そういう言葉のアヤについては、よく分かりませんから、お答えができかねます」と答え、原爆投下について「広島市民に対しては氣の毒であるが、やむを得ない事と思っています」と述べたのです。天皇を再び国家元首にと画策する極右独裁政権は断罪に値する。現憲法第一章天皇条項の削除と第二章戦争放棄条項の存続を前提としない憲法改定論議は無効です。

「日米は血の同盟だ」が口癖の安倍首相は、特定(軍事!)秘密保護法、防衛装備移転(武器総輸出!)三原則に次いで昨年 9 月、違憲戦争法を強行採決し、去る 3 月 29 日に施行されました。これは米国のために自衛隊の若者を海外で戦わせるのが目的です。国会前の抗議集会で若者たちは「おまえら戦争法を決めた総理、防衛～外務大臣、国会議員が最前線に行けよ!」と叫んでいました。単なる感情的な短絡ではない。昭和天皇の応答や福島の原発事故に象徴されるように、世界でも例のない無責任国家、日本の無責任をまる政・官・産・学の擬制に気づき、徴兵制を見越した若い世代による闘争宣言なのです。(2016 年 6 月 記)

福島原発事故の県内への影響 (その18)

—放射線モニタリング情報による—

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も同下半期以降は漸減し、事故から5年を迎えるとする27年度第3四半期(2015年10月～12月)の測定結果では、全ての試料で平常の変動幅の範囲内となっている。

ただ、サイクル施設や原発周辺のモニタリングステーションやモニタリングポストにおいて、空間放射線量率が過去の測定値を上回った局舎がいくつもあり、詳細に検討したうえで、降雨雪とともに落下した天然放射性核種の影響とされている。

測定結果の詳細については、下記を参照されたい。

「青森県 原子力施設環境放射線調査報告書(平成27年度第3四半期報)」

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/monitor_conference_material_hyouka_H280426.html

また、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣

県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化(図1,2)すると、青森県は事故後5カ月程で平常レベル($0.1\text{Bq}/\text{m}^3$ 以下)に戻っており、隣接する岩手県もセシウム134は2014年6月から平常レベルとなり、セシウム137も2015年8月からほぼ平常レベルとなっている。他の3県は依然として平常レベルを超える影響が続いていること、事故当時の放射能汚染の激しさを物語っている。なお紙面の関係上、2014年度第4四半期までは四半期ごとの平均値を、2015年4月からはこれまで通りの月間値を示している。

原子力資料情報室通信No.504(2016年6月1日発行)では、「……原子炉の状況は安定していると推定できる。ただし依然として、建屋から毎時27万Bq未満の放射性物質が大気に放出されている」とされ、6000人規模の作業員による必死の廃炉作業が続いている。

なお、図1,2の作成に用いた定時降下物(環境放射能水準調査)の数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

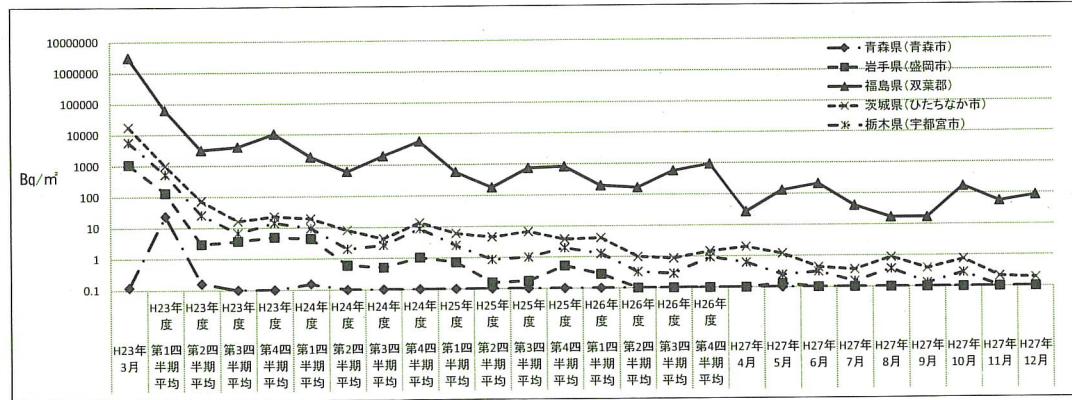
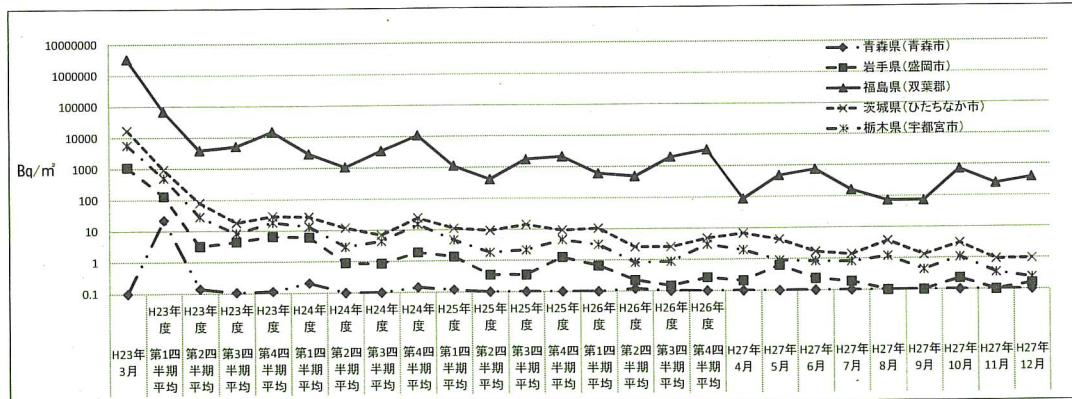


図2 青森県及び近隣県における降下物中セシウム137の推移



【一口メモ】

原告団ニュース110号で原子力規制庁HP“環境放射能データベース”を紹介したが、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議には各年度の環境調査報告書(第2四半期報)と共に、『海洋環境における放射能調査及び総合評価』事業として青森県関係分(青森海域「東通原発周辺海域;H15年度から」及び核燃海域「サイクル施設周辺海

域;H03年度から)の詳細が報告されている。調査試料は海底土及び海水は青森海域4検体、核燃海域22検体、海産生物(魚類及びイカ・タコ類)は青森海域6検体、核燃海域30検体となっており、放射性セシウムの経年変化からは、これまでみてきた福島原発事故の影響が確認できる。

六ヶ所核燃料などを巡る動き

2016年

4. 15 衆院経済産業委員会：「再処理等拠出金法案」の採決に向け、11項目の付帯決議案の提出を検討。国は使用済み核燃料の全量再処理を前提としているが、付帯決議案では直接処分を視野に入れるなど核燃料サイクルに関する柔軟性を確保するよう求め、青森県や六ヶ所村の協力の重要性についても盛り込む方針。
- 21 再処理を担う認可法人を新設する「再処理等拠出金法案」が衆院本会議で賛成多数で可決。
- 22 日本原燃：ドラム缶を搬出する際に使う天井クレーン1台が故障したため、高浜原発の低レベル放射性廃棄物1480本（200リットルドラム缶換算）の受け入れを延期すると発表した。
5. 11 「再処理等拠出金法」：参院本会議で可決、成立した。国の監督下で事業運営主体となる認可法人「使用済燃料再処理機構」を新設し、電力会社に資金拠出を義務付ける内容。実際の業務は機構が日本原燃に委託する。サイクル事業への国の関与を強め、将来にわたり再処理関連事業を継続するのが狙い（18日公布、半年以内に施行）。
- 13 原子力規制委員会：再処理工場の津波に関する審査会合で、「津波のリスクは相当程度低い」と。
- 15 原告団：小出裕章氏を講師に迎え「なぜ日本は原発・再処理をやめないのか」と題して講演会を開催（ネットワークみどりと共催）。
- 16 日本原燃：再処理工場の使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋にある非常用電源装置が故障したと発表。
- 21 共同通信：米ホワイトハウス国家安全保障会議のウルフソル上級部長が、日本の核燃料サイクル政策を批判。
- 26 日本原燃：ドラム缶を搬出する際に使う低レベル廃棄物管理建屋の天井クレーンの故障で、大飯原発の1504本と浜岡原発の640本の低レベル放射性廃棄物の搬入を延期。同建屋では全3台のクレーンが3月以降に相次いで故障している。
- 26 原子力規制委員会：再処理工場など核燃料サイクル施設の事故に備え、自治体の避難計画作りを義務付ける対象範囲の見直しで、再処理工場に関して、敷地外に影響を及ぼす重大事故の想定などを踏まえて定める方針を確認した。原子力災害対策指針の改定に向け、対象範囲について年内に大筋の方向性をまとめる。
- 27 反核市民団体「4.9反核燃の日 全国市民集会」：核燃料サイクルからの撤退などを求めた、三村知事宛ての要請文を県に提出了。
6. 3 原告団：核燃裁判。再処理工場が稼働すれば利用目的のないプルトニウムが増え、国際的な懸念が強まると指摘する準備書面と再処理工場における不適切なケーブル敷設問題についての準備書面を提出了。
- 12 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。志賀原発から480本。管理建屋の天井クレーンが復旧（5.26）後、本年度初の搬入となる。
- 17 原子力規制委員会：日本原燃・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターを現地調査。田中知委員は同センターの支柱にさびが見つかった問題を巡り、発生原因や施設の安全性に及ぼす影響を今後の審査会合で確認していく考えを示した。
- 17 大津地裁・山本善彦裁判長：高浜原発3,4号機の運転差し止めを命じた仮処分決定について、関電による執行停止の申し立てを却下した。
- 20 原子力規制委員会：運転開始から40年を迎えた、高浜原発1・2号機について、運転を最長20年間延期することを全会一致で認めた。原発事故の教訓から、運転期間を原則40年に制限する新規制基準が適用されて以降、老朽原発で審査に合格し延長が許可されたのは初めて。
- 27 日本原燃：再処理工場の使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋にある非常用電源装置が再び故障したと発表。
- 29 原子力規制委員会：3月に中央制御室で不適切なケーブル敷設が発覚した日本原燃の使用済燃料再処理工場について、保安規定違反と判定し、違反区分を軽微な「監視」とした。
7. 1 「使用済燃料再処理機構」設立に向けた発起人会：代表者として電気事業連合会の勝野哲会長を選任。今後機構の本部設置場所などの具体的な検討に入る。

講演会＆総会のお知らせ

講演会

日 時：2016年9月2日（金） 18:30～

会 場：青森市民ホール1階 会議室（1）

講 師：海渡雄一弁護士（日本の原発裁判「現状と問題点」）

入場無料（詳細は別紙をご覧下さい。）

総会

日 時：2016年9月3日 9:30～

会 場：青森市民ホール1階 会議室（6）

※ 2日午後1時30分より青森地裁で核燃裁判がありますので傍聴もよろしくお願ひします。

また、講演会終了後交流会を予定しています。宿泊・交流会参加（合計で1万円位）希望の方は、事務局までお申し込み下さい。（締め切り：8月26日）

夏期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願ひします。

編集後記

□6月3日（金）の核燃裁判前の青い森公園のベンチで、いつも首都圏から傍聴に来てくれる支援者S氏と隣り合った。私「いつも裁判の傍聴にいらしていただきて申し訳ありませんね。私も年金生活ですのでよくわかりますが、交通費も馬鹿になりませんからね」。S氏「それもそうですが、東京でいろんな人達と一緒に活動していると結構疲れることあるんで、3ヵ月毎に訪れる青森はのんびりしていて骨休めにもなり、気に入っているんです」。私「じつは僕も毎週金曜日に八戸の繁華街で『反原発アコースティックデモ』を仲間たちとしているんです。通りがかりの人や商店街の人達が手を振ってくれるのは嬉しいのですが、なにせ10人やそこらなもので……盛り上がりに欠けて気が滅入るときもあるって、それで時々は東京の『首相官邸前抗議行動』に参加するんです。いまは大分参加人数も少なくなっていますが、それでも千人規模の抗議ですから、いつも元気をもらって帰ってくるんですよ」。参院選の結果に一喜一憂せず、疲れたら息抜きして、諦めないで反対し続けることが大切だとS氏とお話ししてあらためて感じた。『継続は力なり』（N記）

お知らせ

核燃裁判

日 時：2016年9月2日（金）13:30～

会 場：青森地方裁判所

講演会（原告団総会記念講演会）&総会

詳細は上記「講演会＆総会のお知らせ」をご覧下さい。

第15回 青森の子どもたちに核燃・原発はイルカ展

日 時：2016年9月23日（金）～25（日）

10:00～17:00（最終日は15:00まで）

会 場：青森市民美術展示館1F

青森市新町2-7-1（善知鳥神社向い）

主 催：「核燃はイルカ」展実行委員会

070-5477-4296（中道）

支援者・サポーター募集中!!

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321

郵便振替：02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間 6000円(購読料共)

サポーター／年間 3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>